

成田市入札等監視委員会議事概要（令和2年度第1回定例会議）

【日 時】 令和2年7月10日（金） 午後2時～4時

【場 所】 成田市役所議会棟3階第三委員会室

【出席委員】 枝広委員長、大越委員、横山委員

1. 開 会

2. 議 事

(1) 入札及び契約手続の運用状況等について

令和元年10月1日から令和2年3月31日までの入札及び契約手続の運用状況等について、事務局から報告を行った。

枝広委員長

資料7でご説明いただいた中で令和元年度の落札率が最大値になっていますが、今後の目標値等の考えはありますか。

事務局

工事の落札率が上がっている理由ですが、昨年度は工事の大型案件、特に市場の工事になりますがこの落札率が高かったので全体として落札率が上がったような状況でございます。市場の案件を除いた場合の工事の落札率では90.93パーセントということで、例年並みの落札率になっております。特殊な工事ということでいろいろな要因があるかと思いますが、落札率が高かったという状況でございます。

枝広委員長

分かりました。次に、資料8でご説明がありましたが、不調案件が最大件数になるかと思いますが、昨年までは20件程度だったものが、今回51件ということで、重複しているものもありますが、この原因と不調になったものに対する対処はどうされていますか。

事務局

原因につきましては、災害復旧ということで倒木撤去等、早急に対応しなければならない案件があり、優先して行った結果、業者の手持ち案件が増えて人員が割けなくなってしまったためと考えられます。不調案件の対策につきましては、通常よりも地域要件、市内だけであったものを準市内、県内に拡げる等の対策を取らせていただきました。

枝広委員長

不調のままでは困る案件もあると思いますが、年度内に処理できた案件と次年度に繰越した案件の割合は分かれますか。

事務局

51 件中 16 件が次年度に繰り越されております。

枝広委員長

一例として、水道事業配水管耐震化工事（その 1）は前年度不調に終わっていて、前年度中に落札したと思いますが、（その 3）、（その 4）も 2 回不調になっています。何か原因はあるのでしょうか。水道はインフラ設備として大変重要な市の政策だと思えますが、緊急を要していないということでしょうか。予定価格が合わないのか、工程が合わないのか、業者の都合によるのか、この原因は追究されていますか。

事務局

水道事業配水管耐震化工事（幸町 2 工区）及び消火栓修繕（その 3）、水道事業配水管耐震化工事（幸町 2 工区）及び消火栓修繕（その 4）につきましては 5 回不調になりました。担当課で業界団体等にヒアリングを行うなど、様々な観点から分析したところではありますが、工事の場所、道路が狭いところであったり、街中であるため工事がやりにくいという原因があったと思えます。現在、6 回目の公告を出していますが、これまで業種を土木としていたものを管工事に変更しています。

枝広委員長

ずっと不調に終わっていて、地震はなかったからよかったのですが、消火栓となると火災があった場合に支障を来す恐れがあるのではないかと思います。前回は問題になっていたので、ここでしっかりした原因を追究しておかないと何かがあったときにこの工事が行われなかったことで災害が大きくなってしまふようなことがあると問題だと思いますので、適切な方法でやるべきことはやっておくことが必要だと思います。

また、前回は金額を値下げして夜間工事から昼間に変えたというのがあったと思いますが、今回は金額が同じですが、業者の方で予定価格が合わないと予測したのですがそれはないですか。

事務局

予定価格が合っていないのではないかとということで、担当課が業界団体等にヒアリングを行った結果、予定価格は変更せず、工種を管工事に変更したということでございます。

枝広委員長

同じことを 6 回ということですから、かなり回数が多いですからしっかり見定めて進めていただければと思います。

大越委員

随意契約の業務委託の件数が昨年と比べると倍近くに増えているのですが、昨年の台風等、災害復旧の関係で増加したとみておけばよろしいでしょうか。

事務局

おっしゃるとおりでございます。台風 15 号の関係で倒木撤去等の業務委託が増えたことによるものです。

(2) 選定事例の審議について

令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に締結した契約の中から、3 名の委員が事前に抽出した 7 件の選定事例について、次のとおり審議を行った。

事例 1 水道事業受水残塩取出し管修繕（野毛平配水場）

[随意契約（見積競争）]

[事務局及び事業担当課説明]

枝広委員長

予定価格を大幅に下回る落札額となった理由及び他の応札者に関する経緯と理由を教えてください。

事業担当課

積算金額と応札額の差が大きかったため、内訳書の内容について受注者に確認したところ、見積依頼書の内容をよく理解せず入札してしまった旨の回答がありました。見積り額の錯誤につき、実際に契約可能かどうか確認しましたが、業者側からは責任を持って設計書通りに施工を実施するとの回答があったため、契約を締結しました。

枝広委員長

受注者に勘違いがあり、設計書通りに施工することを確認した上で契約したとのことですが、こういう事例はよくあるのでしょうか。

事業担当課

積算方法の錯誤により、落札後、辞退となった例は過去に何件かあったと思われます。

枝広委員長

成田市での随意契約の仕組みを改めて確認したいのですが、見積参加業者への説明対応の上で予定価格を決め、見積競争後、随意契約に移るものではないのでしょうか。

事務局

予定価格 130 万円以下の工事及び修繕については、見積競争を実施することとしていますが、電子見積合わせにあたり、電子入札システム上であらかじめ設計書や仕様書を確認して

いただいた上で応札していただくこととなっています。

枝広委員長

見積競争では最低制限価格は設けていないのでしょうか。

事務局

「成田市建設工事等最低制限価格設定要領」により、工事については、最低制限価格の対象を予定価格が 130 万円を超える建設工事等としているため、見積競争では最低制限価格を設定しておりません。

枝広委員長

他の業者を排除する、いわゆる「ダンピング」は無かったと判断してよろしいのでしょうか。

事務局

低価格での応札のため、事業担当課での業者ヒアリングを行った上で契約を締結したものです。

事業担当課

事業者ヒアリングの結果、配管の一部交換にあたり、業者側は既存配管に穿孔する工法を想定し積算していましたが、当該工法は配管の内面コーティングに錆を生じ、水質管理上問題となるため、認められないものでした。入札時に公告されている図面を確認していなかったことにより勘違いが生じたとのことでした。

枝広委員長

そもそもの本工事発注の経緯として、管に問題があったのか、取水測定する位置に問題があったのか、どちらなのか不具合の経緯を確認したい。

事業担当課

本配水施設は常時水を受水する仕様となっており、配水池が溢れないよう水位に応じて自動でバルブが閉まるようになっていますが、水道水のユーザーによる水の使用量が未だ十分ではないため、受水を停止しなければならない時間が多くなっています。このため、現在の残留塩素測定用サンプル水の取水口の位置では、受水停止時間中の取水により配水管が空になってしまうため、ユーザーによる水の使用量が十分となるまでの間、サンプル水の取水位置を変更する必要が生じたものです。

枝広委員長

工期は3か月となっていますが、実際にどの位かかるものなのでしょうか。

事業担当課

配管の作成に2か月、取り付けに1日かかります。取り付け日時は配水場の稼働状況により調整しています。

枝広委員長

総じて、業者側の勘違いが要因であるようですが、配管の作成費用は7～8万円程度でしょうか。

事業担当課

製作メーカーに単価見積を依頼したところ、45万円でした。内外面のナイロン焼き付けコーティングがあり、日本水道協会の認定検査を受けた認定品を取り扱うため、通常の管よりも高価となっています。この価格からも、業者の見積額では施工不能であることが明白だったため、再三施工の可否について確認しましたが、業者側としても辞退によるその後の問題を考え、落札額にて契約することを希望されたものです。

横山委員

原価割れとなる低額での落札ですが、施工の品質は確保できているのでしょうか。

事業担当課

作成していただく配管は日本水道協会の検定を受けた認定品となるため、品質は担保されています。現場の施工についても、職員及び運転員が立会の上、全ての品質を確認の上で稼働させており、書類検査も含め合格となっています。低額ですが、いわゆる「安かろう悪かろう」という施工にはなっておりません。

〔以上で事例1の審議を終了〕

事例2 成田浄化センター機器修繕

〔随意契約（見積競争）〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

横山委員

8者に見積依頼をした結果、7者が辞退し、残る1者が予定価格を超過したため、2回目で落札したという経緯でよろしいでしょうか。

事業担当課

そのとおりでございます。

横山委員

第1回目での見積競争後、当該1者に対し予定価格等に関する情報提供はされるものなのですか。

事務局

情報提供はしておりません。

横山委員

そうすると、落札率が100パーセントとなることに問題は無いでしょうか。

事務局

予定価格積算の際、落札業者の見積りを参考としていること等、ある程度予定価格の予想が出来ることから結果的に落札率が 100 パーセントになったものと考えております。

横山委員

予定価格を合理的に考えると客観的に予想できるものなのでしょうか。

事業担当課

使用されている設備がメーカー独自の仕様となっており、今回の落札業者から参考見積を取った上で、公共工事の労務単価や経費率を採用して予定価格を算定しておりますので、ある程度推計出来たものと思われま。

枝広委員長

成田市の場合、予定価格は事前公表ではなかったですか。

事務局

入札の場合は事前公表しておりますが、本件は見積競争なので事後公表となっております。

大越委員

第 1 回の見積競争で 7 者辞退となっている理由については分析されていることはありますか。

事務局

辞退の理由でございますが、会社都合によるものが 3 者、技術者の確保が困難である者が 1 者、期限内の積算が困難である者が 1 者、作業員の確保が困難である者が 1 者、残る 1 者は理由不明となっております。また、令和元年 9～10 月の台風の影響により、各業者とも手が空いていなかったのではないかと推測しております。

枝広委員長

当該施設の機器の普段のメンテナンスは落札者がやっているのでしょうか。

事業担当課

落札業者の関連会社が運転管理を行っています。

枝広委員長

辞退理由がいくつか示されましたが、自由な契約がなされたかどうか心配です。辞退理由が明らかになっていない業者がいるようですが、施設の日頃のメンテナンスを行っているという有利な立場を利用した何らかの働きかけが無かったなら良いのですが、談合は無かったと信じてよろしいでしょうか。

事務局

競争は適正に行われたと判断しております。

大越委員

前回の委員会でも指摘させていただいたところですが、関連会社が施設管理を行っている

という有利な立場により、適正な競争が働きにくい環境が整ってしまっているというところがあると思いますので、後々のことを考えると、辞退理由は綿密に確認しておいた方が良いと思います。

〔以上で事例2の審議を終了〕

事例3 測量調査委託（南羽鳥下福田線・南羽鳥花輪線）

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

大越委員

本件での入札参加資格者の範囲は市内業者までとのことですが、条件を満たす業者は何者くらいでしょうか。

事務局

測量に登録のある市内業者で15者が参加可能でございました。

大越委員

同様の測量業務については、入札参加者数が5～8者で、落札率のほとんどが88～89パーセントに集中しており、公正に競争が行われているかどうか疑義が生じたので審議事例に挙げさせていただきました。今回応札のあった8者は他の同様の案件でも応札されているのでしょうか。

事務局

そのとおりでございます。

大越委員

あまりにも落札率が同じように感じられます。事業担当課としてはどうお考えでしょうか。

事業担当課

おっしゃる通り、そう考えられても仕方がないというところはございます。土木測量については、国と県が発行する積算基準と労務単価により、積算体系が確立されていることから、積算項目さえ分かればどのような民間業者でもほぼ同額の積算が可能であることも、落札金額が近似してくる要因の一つかと思われまます。

大越委員

最低額が同額の入札の場合は、どのようにして落札業者を決定するのでしょうか。

事務局

抽選になります。

枝広委員長

積算基準により入札金額が近似することは分かりますが、他の土木工事の応札額はバラツ

いています。業者間で競争機能は働いているのか、過去、あるいは他の行政機関でも同様の状況なのでしょうか。

事業担当課

入札参加資格者の範囲を市内業者から県内業者まで広げると、落札率は下がる傾向にあります。

枝広委員長

談合は無いと言えれば良いのですが、今後監視が必要なように思われます。この場での確認は難しいと思われしますので、この落札率が適正なのかどうか、適正な競争が働いているのか、他の行政機関等の状況も調べてみていただきたい。

事業担当課

承知しました。他の行政機関等の状況も調査させていただきたいと思います。

横山委員

各業者が落札した件数の割合は把握しているのでしょうか。8者間で談合しているとする、事業規模を考えなければ各業者とも12.5パーセントずつくらい落札できているという結果になると思いますので、そういうところから客観的に判断するしかないと思うのですが、統計は取られているのでしょうか。

事務局

把握しておりませんが確認は可能です。業者ごとの落札件数の割合は、業務の難易度によっても変動するものと思われ。事例の調査については、本会議後対応したいと思います。

〔以上で事例3の審議を終了〕

事例4 文化芸術センター空調設備保守管理委託（令和2年度）

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

大越委員

予定価格は事前に開示されているのでしょうか。

事務局

事前公表となります。

大越委員

昨年の委員会の中で空調機器保守の関係については、委員会として意見書を提出させていただいておりましたが、その後市として何かしら検討されていることがあるのか、今回ほぼ同じような形になっているので確認させていただきたいと思います。

事務局

空調設備の保守点検業務につきましては、一部の案件を除きましてこれまで市内業者を対象として入札を実施しておりましたが、昨年度の委員会での指摘を踏まえ、競争性を働かせる方策を検討する中で今年度の空調設備保守点検業務の中から試験的に2案件について所在地区分を県内までに広げて入札を実施しました。応札した業者はそれぞれ1者でしたが、それ以外の案件についても今後所在地区分の見直しについて検討してまいりたいと考えております。しかし、一方で空調業務については、軽微な補修をするなどの業務もあり、点検業務のほか、機器故障時の緊急時に現地を確認して対応することもあるため、担当課と協議をしてすぐ対応することができるかどうかを含めて慎重に検討しているところでございます。

大越委員

前回もそのような形でどうしてもいろいろな事情を知っている業者でないといけない、というような話は伺っており、前回の意見の中でも長期継続契約等を検討したらどうかという話もあったと思いますので、引き続きご検討いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

枝広委員長

このような保守管理委託については、競争入札になっていますが、1者が応札してその1者に決まっている、尚且つ非常に高い落札率であるということで、空調設備の保守管理、これは継続的にやるケースがほとんどだと思いますが、他にもいろいろな事例が紹介してありますが、他の事例も含めてほとんど同じ業者が継続して5年～10年引き受けている状態が続いていると解釈してよろしいでしょうか。

事務局

今回の事例については同じ業者になりますが、他の事例についても入札で行っておりますので入札によって業者が変わることもあります。

枝広委員長

30件くらい空調設備の保守管理を取り扱っていますが、そのうちのどのくらいが継続で、どのくらいが変わったか分かりますか。

事務局

30件中7件が変わっています。

枝広委員長

変わった理由は何かあるのか、継続するために応札が1者となっており本来の一般競争入札ではないですね。本来の一般競争入札というのは3者ないし5者の業者がそれぞれ応札をしていると思いますが、どちらかというの特命のようになっているのでこの方式が良いのか疑問が湧いてきます。30者のうち7者が異なる業者が委託に応じているということですが、保守管理委託というのは、一般競争入札の方式に合うのかどうかという疑問が生じてき

ますがどうでしょうか。

事務局

他市の状況では、指名競争入札で行っているところもありますが、基本的には一般競争入札で行っております。

枝広委員長

先程、大越委員もおっしゃられたのですが、昨年から電気設備工事と空調関係の保守管理が絶えず同じ業者となっていて、予定価格を示して1者しか応札してこない、果たしてそれで良いのか。保守管理ということでメーカーとの関係やあるいは保守管理をしやすいということでこの文化芸術センターもどちらかというとかかなり大きな施設だと思しますので、安心して任せられるということもあると思いますが、同じ業者しか応札しないということが慣例的になっているのが果たして良いのかどうか疑問が残るので、このような保守管理が同じ業者でしかできないのかどうか、その辺の疑問を正していかなければこの問題は解決しないと思います。信頼できる業者さんでしょうが、他の事例も見るといろいろ他の業者もあるようですが同じ業者になっているということで、解決すべく努力していかなければならないと思います。参考までにこの予定価格は昨年、一昨年と同じですか。文化芸術センターの場合に限ってお伺いしますが。

事務局

予定価格は毎年変動しており一定ではございません。

事業担当課

3年に1回定期点検の項目が増えますので、3年に1回金額が上がるということはありませんが、その他につきましては、消費税が変わっていることはありますが、大きく変わることはなくほぼ同じような金額になっています。

枝広委員長

3年に1回の点検の年と通常の点検の年の金額は分かれますか。

事業担当課

昨年度、平成31年度が定期点検をプラスで行う年でしたが、金額が190万800円、平成30年度が147万9,600円です。

枝広委員長

分かりました。その年に応じて管理の内容は見直されていて、適正な価格になっているということで考えてよろしいですね。他に意見はありますか。

横山委員

先程の事務局のご説明で当該事業においては緊急時の対応が他業者の参入の障害になっているというような話がありましたが、当該施設において、緊急対応の実績はどのくらいなの

か、また、それを入札に際して情報として開示しているかどうか。頻繁に緊急対応しなければならないとなるとなかなか手を挙げにくいと思いますし、あまり必要がないのであれば参入が容易になると思いますので。

事業担当課

昨年度につきましては、定期点検時に異臭が確認されまして、加湿器のメンテナンス、清掃等を行っていただいたという事例はあります。

横山委員

定期点検の中での不具合ということですよ。臨時に来なければならなかった、空調が止まったということではないですか。

事業担当課

空調に関しては開館以来5年間特にございません。

横山委員

臨時に対応しなければならないという事態は実績としてはあまりないということですか。

事業担当課

実績としてはございませんが、貸し出しをしておりますので、お客様がお使いになるときに急に壊れてしまったときには緊急に対応していただかないと予定していたコンサート等が開けないということになりますので、今までは実績はありませんが、緊急時の対応を担保した契約は必要であると考えております。

横山委員

リスクを業者がどこまで取るか、業者側の経営判断になりますが、そのような情報を開示すれば何らかの参考にはなるのではないかと思います。

〔以上で事例4の審議を終了〕

事例5 文化財修復委託（弥生土器・埴輪）

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

横山委員

本事業は文化財の修復ということで事業の性質上、対象が非代替的であって、修復の技術、能力を要するのではないかと思います。資格要件ということで実績の要件がありますが、ハードルが低いように思えるのですが、事業者の能力をどのように判断しているのか。また、選定にあたって、入札ということなので基本的には金額になると思いますが、金額のみで判断しているのか、そもそもこのような事業は一般競争入札とすべき性質のものなのか。

事業担当課

業者の能力については、細かい基準は設けておりませんが、過去 10 年間の中で官公庁等が発注した修復業務の受注完了した実績があるということで金額以外の資格の要件と考えております。

横山委員

出来の良し悪しもあると思いますが、そういうところは特に判断していないのでしょうか。過去の実績といっても他の自治体で受注したものがどのような出来であったか分からないと思いますが。

事業担当課

分からない部分もありますが、他の状況をいろいろ研究する中で、技術も進んでいるということで近隣の状況も考慮しつつということにはなります。

横山委員

一般競争入札という手法は馴染むものなのでしょうか。随意契約で対応した方がよりクオリティの高いサービスを受けられると思いますが。

事業担当課

このような文化財の修復等をされる業者が関東はもちろん全国に数多くございます。官公庁等からの修復依頼を受けている業者も数多くありますので、公平性を図るということで一般競争入札により発注させていただいております。

枝広委員長

弥生時代と古墳時代のもの 1 点ずつ合計 2 点ありますが、他にも相当量修復しなくてはならないものが発掘されているのでしょうか。

事業担当課

近年、埋蔵文化財の発掘は多数ございまして、計画を立てて順番に修復をしていくという流れになっております。

枝広委員長

たくさんある中で、優先順位でこの 2 点が今回選ばれたという解釈なのか、また、修復業者は京都の業者だと思いますが、京都に送るのでしょうか。それともこちらまで来て修復するのでしょうか。

事業担当課

京都へ送って現地で修復作業を行っていただき、随時メールや写真を送ってもらい途中経過を確認しながら進めているところでございます。修復の順番については、計画的に行っておりますが、展示依頼等があった場合は優先して順番を変えて修復しております。

枝広委員長

まだかなり数があるのであれば、少数でお願いすると割高になると思いますので、ある程度まとめて修復の方が効率が良いと思いますがいかがでしょうか。

事業担当課

前年度までの実績等を勘案して、同じ程度の金額でできる範囲で修復を依頼しております。少額のものであれば数を増やすこともできると思いますが。

〔以上で事例5の審議を終了〕

事例6 三里塚小学校仮設校舎借上

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

枝広委員長

この三里塚小学校は、経過年数は何年位で、大規模改造とは何なのか、それから空調設備の機能回復というのは何が今問題になっているのか、ご説明をお願いします。

事業担当課

三里塚小学校の中央棟につきましては、建築後41年が経過をしております。それと築30年が経過している増築棟は中央棟と一体的な利用の仕方をしておりまして、これは機能的に校舎の接続の関係もありますので、両方とも大規模改造工事の対象になるということで、これらの校舎の大規模改造を行います。

それと、空気調和機能設備回復工事につきましては、老朽化した空調機能を回復する工事の助成金をもらっている関係で、工事件名の中にそういう言葉を入れさせていただいて工事を発注しております。

枝広委員長

足場をかけて構造体の修復、あるいは劣化による補修なのか耐震補強なのか分からないのですが、本事例においては内装を変えるのですか、それとも構造体そのものを変えるのですか。

事業担当課

構造体につきましては、耐震性を有しておりますので、構造体はそのままにいたしまして、屋根防水、外壁、内装、それから部屋の間取り等も見直しまして、トイレから一切を内外装含めた大規模改修工事を行うということでございます。

枝広委員長

7月から始まるのですか。

事業担当課

大規模改造工事につきましては、6月の議会案件となりますので、6月で議会の議決をい

ただきましたので、その議決日が契約日となりますので、工期が始まって今準備作業をして、これから具体的な工事に入るといことになります。

枝広委員長

そうするとリースの仮設建物自体は既に建っているのですか。

事業担当課

はい。建ってございます。

枝広委員長

既に上屋も全部、教室もできているのですね。

事業担当課

はい。できております。

枝広委員長

では、それを前提にお伺いします。4者が応札しております。全て同じ図面で同じ仕様書で、この入札金額というのが提出されたのでしょうか。要するに、リースとなっている建物でもメーカーによって、かなり基礎とか建物の遮音性とか断熱性とか空調設備であるとか、差があるのかどうかをお伺いしたいです。

事務局

入札につきましては、同じ設計図書等で応札していただいております。

枝広委員長

同じように応札していただいた割には、先程の測量等はほとんど差がない状況の中で応札されているのですが、落札業者は1億6,000万、他の一番高い業者は2億2,000万であり、約6,000万の開きが仮設建物であるのですが、果たして、この中で同じ図面で同じ仕様、性能であるのかどうかというのが疑いの目で見ざるを得なかったのですが、その金額の違いはどこから生じたとお考えですか。

事務局

入札におきましては、測量等と違いまして、物品につきましては予定価格を事後公表ということで行っております。

枝広委員長

事後公表ですか。そうすると予定価格が分からないままで応札に臨んでいるということで金額に大幅な開きが出ているということがあり得るということですね。

詳細は検討されたと思いますが、性能値や金額の比較はされましたか。6,000万円という開きがある中で、見積書の中で明細があるわけですが、どこで差が生じたか分かるのですか。

事務局

入札においては、内訳書を添付していただいているのですが、一式ということの詳細まで

は分かりかねます。

枝広委員長

いろいろな設備工事であるとか、照明器具とか外壁関係も寸法・長さとか個数であるとか、性能値までは明示されていないかもしれませんが、どこで開きが生じたのか、全体の計画の中で小学校として借り上げるわけですよね。その時に、仮に、二つ高価なものと安いものがあり、安いものを選ばれたことになりませんが、高価なものだったら、より快適な小学校の授業や生活ができるということがあり得るのかどうかをお伺いします。

事務局

こちらの案件については、先程事後公表と申し上げましたが、審査の方も事後審査になりますので、開札して1位の業者の内訳しか拝見しておりませんので、比較もしておりません。

枝広委員長

例えば成田市の場合、飛行機の測定機器があったりして、小学校として、騒音レベルの測定をされていたりしますよね。その中で、音の問題と熱の問題の性能値も、本来こういう時にプレゼンテーションをさせて、プロポーザルさせて、これだけのリースの建物だから、壁の厚さであるとか、断熱材の質であるとか、そういうところの評価はなされないのでしょうか。本来すべきと思いますが。

事業担当課

この度の入札につきましては、一般的なプレハブ校舎といたしまして、その仕様を基に、設計は各プレハブ業者が行ってくださいということとしておりますので、そこまでの仕様は設けてはおりません。

枝広委員長

おそらく、リースの場合、メーカーによっては相当違いがあると思います。数多くの質疑応答書が交わされていますが、それだけ不明な点、あるいは使ってみないと分からない性能値があったりするものですから、果たしてこれが最良のものであるかというところで、価格だけで決めて良いのかという疑問がある訳です。十分配慮されたのか、配慮された中で性能的にも問題ない価格的にも最安値であるという保証が得られれば問題ないかなと思いますが。

事業担当課

一般的な仮設校舎に使えるもので仕様書を作成させていただきましたので、設計にあたりましては、仕様に基づいて実際に設計がなされているかというところを確認してやっておりますので、そういった意味での設計に反したものが入っていて、それを良しとしているということではございません。

枝広委員長

これで良かったかどうかは使ってみないと分からないところがあるかと思いますが、ま

だ使ってないですよ。コロナの関係で学校が休みになって、やっと始まったばかりですね。

事業担当課

7月1日から使えるようなことでやっておりますけれども、今実際に使うための準備段階というところがございます。

枝広委員長

今後このような大型リース案件は、実際に小学校としての不平不満がないのか、あるいは欠陥がなかったかどうか、しっかりフォローしていただきたいという要望でございます。

ちなみに、この周辺の三里塚というのは、小学校の生徒は増えているのですか。

事業担当課

ここ数年では横ばいでございます。

枝広委員長

今、小学校では何人くらいの小学生がいますか。

事業担当課

418名でございます。

枝広委員長

今、大規模改造、空調関係の工事をやると既存の校舎はその間使えないわけですか。少しは使えますか。

事業担当課

他にも既存校舎がございますので、そちらは使える部分もありますが、この工事をやっている場所につきましては使えないということで仮設校舎を建てさせていただいております。

枝広委員長

使えない部分に関して、リースによって小学校教育をやっているということですね。

事業担当課

はい。

枝広委員長

そのための十分な広さがあるという理解でよろしいですね。

事業担当課

はい。

枝広委員長

いろいろなやり方があった中で、このリースを選ばれたでしょうが、他に方法はありましたか。例えば、CR方式もあつたらうし、部分的に順次やっていく方式とか、休みの時に工事をやっていくやり方もあるし、考えられた結果、最終的にリースが、一番効率が良いとご判断されたのでしょうか。

事業担当課

はい。躯体を除きまして、全体的な改修工事をするというところでございますので、やはり、校舎外装の解体による音の問題や屋根改修に伴う雨水などもあり、そういったところも含めて、居ながらでの工事というのは厳しいこともありまして、30年位で綺麗に改修しているというところでございますので、仮設校舎で対応させていただいております。

枝広委員長

そういうことで結論づけられたのであれば間違いはないと思いますが、後でその時に不具合がなかったか、しっかりフォローした中で生かしていただきたいと思います。

横山委員

賃貸借契約ということで書かれていますけれども、契約の内容を見ると設計、撤去、維持、補修まで含んだ内容でしょうか。単純な賃貸借ではないですね。

事業担当課

設置から解体、現況復旧までを含めております。

横山委員

施工面も大きいというか、建築請負に近いような内容ですね。

事業担当課

当然、設置をしてもらわないとリースできませんので、そこを含めてという形になっております。

横山委員

そうすると、設置とか撤去で業者間によって格差が生まれてきますか。

事業担当課

そういうこともあろうかと思えます。

横山委員

一般論で結構ですが、建築資材は使いまわしするものですか。それとも、この校舎のために新品を使うのでしょうか。

事業担当課

今回の仕様の中では、新品のものを使ってくださいというような指定をしてございませんので、使いまわしがあると考えております。

横山委員

一般的にはどうでしょうか。

事業担当課

一般的に使いまわしのものが多いです。

横山委員

専門業者であれば何回も他の機会にも使えるということで、節約が可能だったりしますか。

事業担当課

だいたいリース専門業者が受注されるケースが多いものですから、業者が持っている資材を融通されていると思っています。

横山委員

そうすると先程質問がありましたが、入札価格にばらつきがあるのは、各業者によって、そういうコスト減ができるかできないかというところにかかってくるという理解でよろしいでしょうか。

枝広委員長

ほとんどリースでは再利用しながら、部分的に使いまわしをしていると思っています。

[以上で事例6の審議を終了]

事例7 消防団員被服（新入団員活動服）購入

[随意契約（見積競争）]

[事務局及び事業担当課説明]

横山委員

入札金額が1円単位で整合していて100パーセントというのは、なんらかの事情がない限り、こういうことは偶然には起こりえない気がするのですが、逆にこれが問題ないといえる何か根拠はありますか。他業者の入札状況を拝見しますと違う金額で見積されている業者もいらっしゃいます。税抜き金額でも10円単位で整合しているのは非常に疑問に思います。

事業担当課

新入団員活動服とは別に既存団員の活動服、冬の活動服も毎年発注しております。昨年度に関しましては6月に既存団員用活動服の入札を行っており、その際の落札金額の単品額を、同年度の同一商品であることから今回新入団員活動服の積算としたところであります。今回の落札業者が既存団員の落札業者と同一業者であったことから予定価格と合致したものと考えております。

横山委員

そうすると予定価格の妥当性というのはどうなのでしょう。実績を基にすると既存業者が有利になってしまうというところですけど、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

事業担当課

今回、予定価格算出のための見積書の取得を失念しておりまして、実績金額からとさせていただきます。今後は見積もりを取りまして、対応していきたいと考えております。

大越委員

そうすると、落札できなかった2者というのはそもそも事前に単価がなにも分からない状態で見積合わせに入ってきて、一方で落札した業者は前の実績があるからということで、落札できたという形ですか。

事業担当課

そうでございます。

大越委員

見積合わせということで、競争ということを考えて、既存の今までやっていた業者が落札できることが決まってしまうのではないかなということもあるので、検討していただいた方が良いと思います。

事業担当課

はい、分かりました。

[以上で事例7の審議を終了]

枝広委員長

事例7までの審議を終え、全体を通じて何か意見・質問はありますか。

[特になし]

それでは、本日のまとめとして、一つ目に不調案件が増えていると思いますが、不調になった後の状況が把握しづらいため、もし可能であれば不調になった回数、また、不調となった場合は再度入札が行われていると思いますので、それが次年度に繰り越したのか、落札済であるのか等の状況が分かるような備考欄を設けていただきたいと思います。

次に、前回と同様に話題になりましたが電気工事から始まって、管工事、本日は測量、その辺の落札率が適切なのかどうか、以前意見書を出させていただいた時も適切な入札が行われているかどうかということが疑問になりましたので、談合という疑いがないような形で入札が行われていれば良いのですが、まだ意見書を出すほどではないと思いますが、より対策を練っていくような形で進めていただければと思います。

最後にリースの案件について、追跡調査が適切であったのか、価格だけで決めて良いものかどうかという疑問が残ったと思います。内容をしっかり吟味して適切でより良いものを目指していただきたいと思います。

(3) その他

傍聴者

2名

次回定例会の日時の決定

次回の定例会議開催日時を次のとおり確認し決定した。

開催日 令和3年1月22日（金） 午後2時から4時（予定）

以上